

北陸地方非常通信協議会会則

(目的)

第1条 この協議会は、北陸地方における非常通信（電波法第74条第1項に規定する通信及びその他非常時において用いられる必要な通信をいう。）の円滑な運用を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この協議会は、北陸地方非常通信協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事業)

第3条 協議会は、第1条の目的を達成するため、次の事項について協議を行う。

- (1) 非常通信の運用計画及び実施
- (2) 非常通信の訓練計画及び実施
- (3) 非常通信の取扱い要請
- (4) 非常通信に関する調査研究並びに周知事項
- (5) その他協議会の目的達成のために必要な事項

(構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 無線局の免許人
- (2) 防災関係機関
- (3) 有線電気通信設備の設置者又は設置者の団体
- (4) その他非常通信の運用に密接な関係を有する機関又は団体並びに生活関連機関

2 協議会の加入は、会長が決定する。

3 前項の加入申し込みは、別表に定める様式により行う。

(役員)

第5条 協議会に次の役員をおく。

会	長	1名
副	会 長	3名
委	員	構成員毎に1名
幹	事	構成員毎に1名及び会長が必要と認めたもの
常任幹事		若干名
要請会議議長		1名
要請会議議員		若干名

表彰審査委員 北陸地方非常通信協議会表彰規程において別に定めるものとし、常任幹事会において決定する。

(役員任期)

第5条の2 役員任期は1年とする。

ただし、再任を妨げない。

2 任期の途中において異動があった場合の任期は前任者の残存の期間とする。

(役員選出)

第6条 会長は、北陸総合通信局長をもってあてる。

2 副会長は、各県防災担当部長をもってあてる。

3 委員及び幹事は、構成員から推薦された者とする。

4 常任幹事は、総会において幹事の中から選出する。

5 要請会議議長（以下「議長」という。）は、会長をもってあてる。

6 要請会議議員（以下「議員」という。）は、各県防災担当部長をもってあてる。

(役員任務)

第7条 役員任務は、次のとおりとする。

(1) 会長は、協議会を代表し、会務を総括する。

(2) 副会長は、会長を補佐し、会長不在の時はその職務を代行する。

(3) 委員は、総会の構成員として第8条第2項に定める事項を行う。

(4) 幹事は、幹事会の構成員として第9条第2項に定める事項を行う。

(5) 常任幹事は、常任幹事会の構成員として第10条第2項に定める事項を行う。

(6) 議長の任務は、次のとおりとする。

ア 要請会議を代表し、会務を総括する。

イ 非常通信の取扱い要請を行う。

(6) 議員は、第11条第2項に定める事項を行う。

(総会)

第8条 総会は、委員をもって構成し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 総会は、次の事項を審議する。

(1) 第3条に掲げる事項

(2) 会則の改廃

(4) その他特に必要と認めた事項

(幹事会)

第9条 幹事会は、幹事をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会の決定に基づく必要な事項
- (2) その他会長が幹事会において協議することを適当と認めた事項

(常任幹事会)

第10条 常任幹事会は、常任幹事をもって構成し、毎年1回定期に開催する。ただし、必要に応じて臨時に開催することができる。

2 常任幹事会は、次の事項を審議する。

- (1) 総会に付議する事項
- (2) 事業計画に基づく事業を実施するために必要な事項
- (3) その他会長が常任幹事会において協議することを適当と認めた事項

(要請会議)

第11条 要請会議は、議長及び議員をもって構成し、必要に応じて開催する。

2 要請会議は、非常通信の取扱い要請を行う時期及び機関等について協議する。
ただし、協議する時間的余裕がない場合は、議長が要請を行うことができる。

(会議の招集)

第12条 総会、幹事会及び常任幹事会は、会長が招集する。

2 要請会議は、議長が招集する。

第13条 削除

(事務局)

第14条 協議会の事務局は、北陸総合通信局内に置く。

- 2 事務局に事務局長及び書記若干名を置く。
- 3 事務局長は、無線通信部陸上課長とする。
- 4 事務局は、この会の会務執行に必要な事務を処理する。
- 5 事務局長は、総会の決定した方針に基づき常務の運用に当たり、かつ、会長の命を受け、この会の庶務をつかさどる。
- 6 書記は、会長が委嘱する。
- 7 書記は、この会の事務を処理する。

第15条 削除

(表彰)

第16条 協議会は、非常通信協議会表彰規則に基づき、非常通信の実施及び協議会の運営に関して功績のあったものを表彰することができる。

(細則)

第17条 この会則の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

- 1 この規約は、昭和48年4月1日から施行する。
- 2 北陸地方非常無線通信協議会規約（昭和39年12月3日）は、本規約施行の日から廃止する。
- 3 この会則は、昭和56年4月30日から改正施行する。
- 4 この会則は、昭和61年4月22日から改正施行する。
- 5 この会則は、平成4年5月28日から改正施行する。
- 6 この会則は、平成5年5月26日から改正施行する。
- 7 この会則は、平成7年5月30日から改正施行する。
- 8 この会則は、平成8年6月24日から改正施行する。ただし、第15条第2項については、平成9年4月1日から施行する。
- 9 この会則は、平成11年6月18日から改正施行する。
- 10 この会則は、平成13年6月22日から改正施行する。
- 11 この会則は、平成14年6月21日から改正施行する。
- 12 この会則は、平成15年6月18日から改正施行する。
- 13 この会則は、平成16年6月17日から改正施行する。
- 14 この会則は、平成18年6月21日から改正施行する。
- 15 この会則は、平成19年6月8日から施行する。

別 表（会則第 4 条第 3 項関連）

加 入 申 込 書

平成 年 月 日

北陸地方非常通信協議会会長 殿

所在地住所 〒

申込団体名

代表者氏名

印

貴協議会の趣旨に賛同し加入したいので、下記事項を添えて申し込みます。

記

1 選任予定の委員、幹事

	役 職	氏 名
委 員		
幹 事		

2 連絡担当者

	役 職	氏 名	連絡先	緊急連絡先 (夜間・休日等)
連絡先 担当者			TEL () FAX ()	TEL () FAX ()

☆E-mail アドレス： ()

※個人メールアドレスではなく当協議会と送受信可能な代表メールアドレスを保有している場合のみ記入願います。

☆本件の個人情報については加入申込手続並びに事後連絡のみに使用するものです。